

# 千里金蘭大学紀要投稿規程

[平成 16 年 6 月 25 日制定]  
[令和 4 (2022) 年 4 月 7 日改正]

## (総 則)

第 1 条 千里金蘭大学は本学における研究成果の発表を目的として、千里金蘭大学紀要を年 1 回発行する。

2 紀要の発行については、図書委員会がその任にあたる。

## (投稿者の資格)

第 2 条 千里金蘭大学（以下「本学」という。）紀要に投稿できる者は、次の者とする。

- (1) 本学の専任教員
- (2) 本学の専任教員（筆頭著者）との共同研究者
- (3) 本学の大学院生
- (4) (1)、(2) の他、本学の退職・転出者、および非常勤講師、職員の投稿資格については、図書委員会が審議の上、決定する。

## (投稿内容)

第 3 条 原稿の種類は、学術的研究領域における原著論文、総説、研究ノート、翻訳、資料紹介、その他とする。

2 投稿原稿は、未発表のものに限る。

3 投稿者は投稿原稿の種類をあらかじめ選択することができる。

4 投稿論文は紀要同 1 号に対して筆頭著者としては 1 人 1 編を原則とする。

なお、原稿の分類は次のようにする。

- (1) 原著論文  
研究目的、方法、結論が明確で、学術的に価値ある知見を含むものとする。
- (2) 総説  
主題について、内外の諸研究を幅広く概観し、その主題についてのこれまでの動向、進歩を示し今後の方向を展望したものとする。
- (3) 研究ノート  
研究上の問題提起や提案など、公表の価値のあるものとする。
- (4) 翻訳  
学術的に価値のある論文を翻訳したものとする。
- (5) 資料紹介  
今後の研究のために有用な新しい技術やデータが示され、資料的価値があるものとする。
- (6) その他  
上記のいずれにも相当しないが、公表の価値があるものとする。

## (倫 理)

第 4 条 本誌に投稿する原稿のもとになった人を対象とする研究は、本学が定めた「人対象とする研究倫理規程」に則って行われた研究でなければならない。また動物を用いた研究については、千里金蘭大学動物実験規程等を遵守して行われた研究でなければならない。

上記以外の論文においても、研究目的や方法等において、人権侵害（名誉毀損、プライバシー問題、個人情報等）もしくはその恐れのないこと、データの匿名性、合意を得る手続きと合意の有無、調査票の倫理性、調査参加の自由意思などの確

保が求められる。

人および動物が対象の研究は、投稿者所属の研究倫理審査委員会で承認されたものでなければならない。具体的には、研究倫理審査承認番号を本文中に明記しなくてはならない。

(利益相反自己申告)

第5条 著者全員が研究内容に関する企業・組織または団体との利益相反 (Conflict of Interest: COI) 状態について、開示が必要である。著者全員が研究内容に関する企業・組織または団体との利益相反状態について、利益相反自己申告書を記載し提出する。

(掲 載)

第6条 原著論文の掲載は、原則として査読の過程を経て図書委員会により決定とする。

2 総説、研究ノート、翻訳、資料、その他の投稿原稿の掲載は、図書委員会の審議を経るものとする。

(原稿の作成)

第7条 投稿原稿を作成する際は、紀要原稿執筆要項に従うものとする。

(原稿の申込先)

第8条 原稿の提出は紀要原稿執筆要項に従うものとする。

(校 正)

第9条 校正は著者の責任において行い、原則として再校までとする。校正は速やかに行い、また内容への加筆並びに変更を行わないこととする。

(掲載料等)

第10条 紀要は、著者一人につき一部、無料で配布する。

2 別刷は、一論文につき50部を無料配布とし、その部数を超える場合、別刷代金は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第11条 投稿原稿の電子化並びに公開については、本学に委譲されたものとする。

(事 務)

第12条 紀要に関する事務は、図書館において行う。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和3(2021)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4（2022）年4月7日から施行し、令和4（2022）年4月1日から適用する。